

秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会における検討素材の募集に関する要項

（平成 22 年 10 月 1 日施行）

1 目的

この要項は、秦野市公共施設の再配置に関する方針（以下「方針」という。）に基づき、秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会*（以下「委員会」という。）が、シンボル事業の一つである「義務教育施設と地域施設の複合化」の具体的内容を検討するに当たり、その素材となるアイデアを広く募集するために必要な事項を定めるものです。

※ 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会は、市長が委嘱した第三者により構成する委員会であり、秦野市の公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため、中長期的視点に立った公共施設の再配置に係る計画を検討しています。

平成 22 年 6 月には、「秦野市の公共施設再配置に関する方針案“ハコに頼らない新しい公共サービスを！”」について秦野市長に提言しましたが、秦野市では、この内容をほぼ踏襲する形で「秦野市公共施設再配置に関する方針案“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”」をとりまとめました。

2 シンボル事業の内容

アイデアを募集するシンボル事業の内容は、「秦野市立西中学校体育館と秦野市立西公民館の複合化」とします。ただし、同時に又は将来において、学校敷地内の他の施設、周辺の他の公共施設、その他の民間施設等を合わせて複合化するアイデアも可とします（現段階で建築基準法、都市計画法をはじめとする法的要件を満たすか否かの詳細な検討は求めません。）。

なお、方針及び現有施設の概要等については、本要項内に記載するもののほか、秦野市公共施設白書をはじめ、各管理所管課等のホームページから入手してください。

秦野市役所ホームページ

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>

公共施設再配置計画担当のページ

<http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/koukyousisetu/index.html>

3 応募の方法

(1) 応募できる者

個人、法人、居住（所在）場所を問いません。また、年齢、資格も問いませんが、方針及び本要項の内容を理解できる者であることが必要です。

(2) 提出するもの

ア 応募用紙（末尾様式 1 参照） 1 部

イ イメージ図又はこれに替わるもの（A 3 版・縮尺任意） 1 部

(3) 提出方法

事務局への郵送若しくは持参又は電子メール（提出書類は、ワード、エクセル又は PDF ファイルに限る）により提出する。

(4) 応募期限

平成 22 年 11 月 30 日（火）午後 5 時まで（郵送の場合は、同日の消印まで有効）

4 最低限遵守する条件等

- (1) 体育館のアリーナは、26m×32m（柱芯サイズ）×高さ 8m 以上であること。（中学校の授業及び部活動で使用するほか、利用者、用途の想定は提案自由）
- (2) 一度に 40 名程度が利用できる調理室及び音楽室の機能を備えるものであること。（中学校の授業及び部活動で使用するほか、利用者、用途の想定は提案自由）
- (3) 学校敷地内の他の施設及び周辺の他の公共施設の耐用年数並びに地域の将来推計人口などを考慮し、将来における周辺の公共施設の建替えに支障を及ぼさないことに配慮したものであること。
- (4) 施設の建設、維持管理及び運営の主体については、官民を問わない。
- (5) 公民館機能は、地域のコミュニティ施設の機能であり、社会教育法に基づく公民館であることを問わない。
- (6) 敷地の形状については、ホームページから提供する図面を基に記入すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、方針の内容に反するものではないこと。

5 内容に対する質問等の方法

(1) 疑義に関する質問

本件については、自由闊達なアイデアを広く募集するという趣旨から、多くの要件を定めていないため、応募予定者は、随時質問用紙（末尾様式 2 参照）を用いて電子メールにより質問等が行えるものとします。

また、質問等に対する事務局からの回答は、その時点までに質問を行っ

た者全員に送信するとともに、秦野市のホームページ上で公開するものとします。

(2) 現地確認

敷地内に立ち入っての現地確認を希望する者については、現地説明会を次のとおり行うので、それ以外にみだりに敷地内に立ち入らないでください。なお、敷地内への無断立ち入りが認められた場合は、応募資格を失うものとします。

ア 日時

第1回 平成22年10月20日(水) 午後1時30分～

第2回 平成22年11月 4日(木) 午後1時30分～

イ 集合場所

いずれも西公民館前に集合してください。

ウ 参加申込み方法

いずれも前日の午後5時までに電話又は電子メールで事務局に申し込んでください。

6 審査方法等

平成22年12月15日午前10時から開催予定の第13回委員会において、応募者へのヒアリングを実施し、方針の趣旨に沿い、かつ本地域の核となる公共施設において行われる再配置のシンボル事業としてふさわしいものであるかの観点から審査を行い、検討素材として採用するアイデア若干名を決定します。

なお、応募点数が多い場合は、事前に委員会の委員による書類審査を行う場合があります。

7 その他の注意事項

- (1) 本要項に基づくアイデア募集は、委員会における検討素材の募集であり、その実現を秦野市が担保するものではありません。ただし、採用されたアイデアは、委員会による秦野市公共施設再配置計画（仮称）への提言に取り込み、その内容を秦野市長に提出するものとします。
- (2) 応募書類の作成及び提出に必要な費用は、応募者の負担となります。
- (3) 応募書類は、返却しませんが、応募書類に関する一切の知的財産権は、応募者に帰属します。ただし、委員会及び秦野市は、その内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 採用されたアイデアの応募者名（個人の場合は、住所（大字以降）及び

連絡先を除きます。) 及び応募書類については、秦野市がホームページ等により広く公表します(応募の段階では公表しません)。

(5) 採用に当たり、賞品、賞金等の授与はありません。

ただし、採用されたアイデアの応募者は、希望する場合は、その詳細を委員会が検討するに当たり、「特別委員」として会議に参加(旅費及び報酬は支給しません。)することができます。

(6) 今後秦野市における事業化に当たっては、法又は条例に定めのある場合を除き、本件に提案したことによる一切の不利益はないものとします。

(7) この要項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、委員会及び秦野市が協議して定めます。

8 事務局

秦野市企画総務部公共施設再配置計画担当

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL0463-82-5122(直通) FAX0463-84-5235

E-Mail koukyousisetu@city.hadano.kanagawa.jp

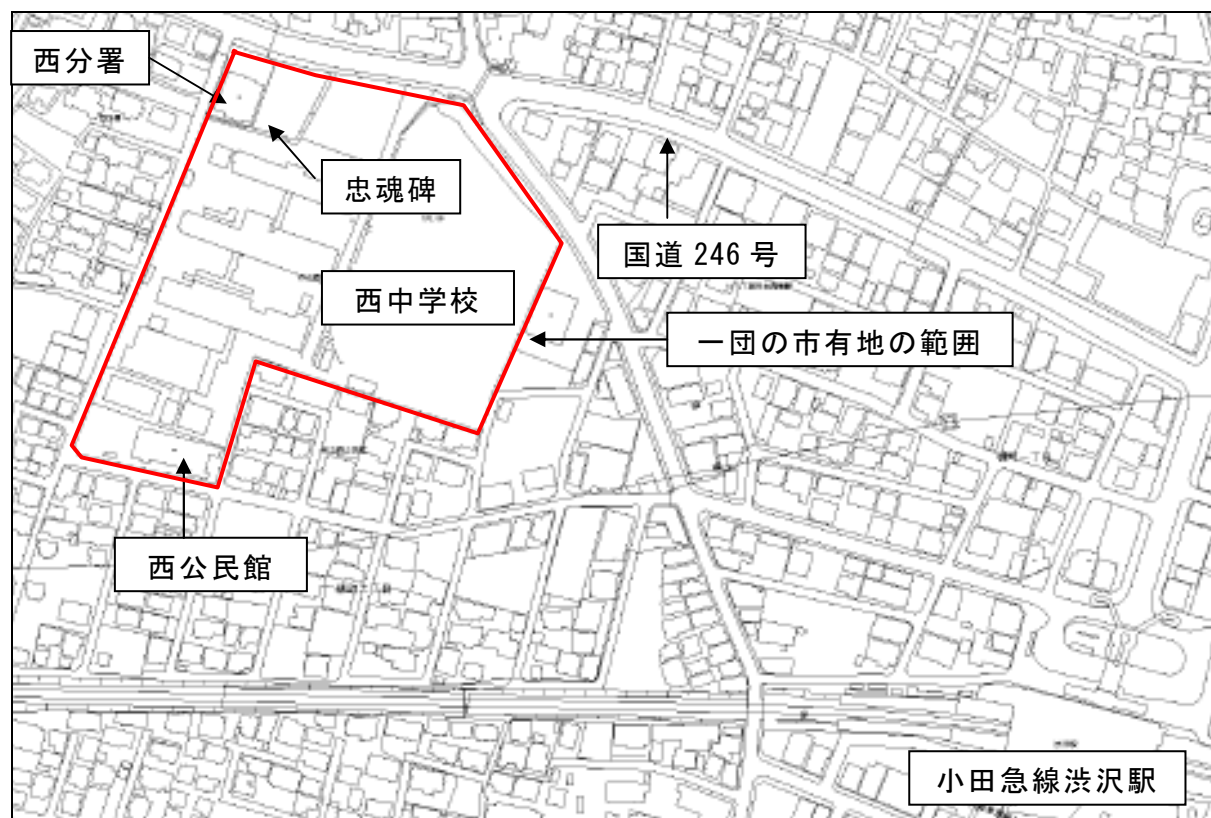
別表

施設名	敷地面積	主な建物等(延べ床面積 100 m ² 以上)						備考
		No.	建築年	構造	階数	延べ床面積	耐用年数 到来年	
西中学校	建物敷地 13,343 m ²	①	1962	RC	2	1,194 m ²	—	解体可 ^{※1}
		②	1968	RC	4	2,749 m ²	2028	
	運動場 14,672 m ²	③	1979	RC	4	3,448 m ²	2039	
		④	2009	S	1	127 m ²	—	調理室 ^{※2}
		⑤	1981	S	1	177 m ²	2026	武道場
		⑥	1968	—	—	(15×25m)	1998	プール
		⑦	1968	S	1	851 m ²	2013	体育館
西公民館	1,438 m ²	⑧	1973	RC	2	1,009 m ²	2033	耐震性不足
消防西分署	909 m ²	⑨	1974	RC	2	491 m ²	2034	

※1 6 ページの【西中学校内校舎等配置図】の図面上、敷地の最も北側の校舎は、耐震性能が不足しているため、現在使用停止しているため、今回の提案での解体も可能とします。

※2 同図面上「調理室」として示されているものは、プレハブによる仮設の「家庭科調理室」であり、機能が今回の提案により補完できれば、解体可能です

【位置図】



(周辺を含めた地区の特性等については、第 10 回検討委員会において配付された資料をホームページから参照して下さい。)

様式 1

シンボル事業検討素材応募用紙

受付番号

1 全体のコンセプト		
2 複合施設及び敷地内外の複合化の概要(規模、機能、建設・管理の主体等)		
3 セールスポイント(費用対効果、スケジュール、手法、技術上の工夫等)		
4 利用者及び学校教育活動に配慮した点		
<p>要項の内容を熟知し、検討素材として採用された場合は、その内容が氏名等とともに公表されることに同意のうえ、上記のとおり応募します。</p>		
応募者の氏名又は法人名		
応募者の住所又は所在		
連絡先	電話	
	メール	

※ 太枠内を記入し、2ページ以内にまとめてください。

様式 2

シンボル事業検討素材の募集に関する質問用紙

受付番号

【質問の内容】

質問者の氏名又は法人名		
質問者の住所又は所在		
連絡先	電話	
	メール	

※ 箇条書きで簡潔に記入してください。